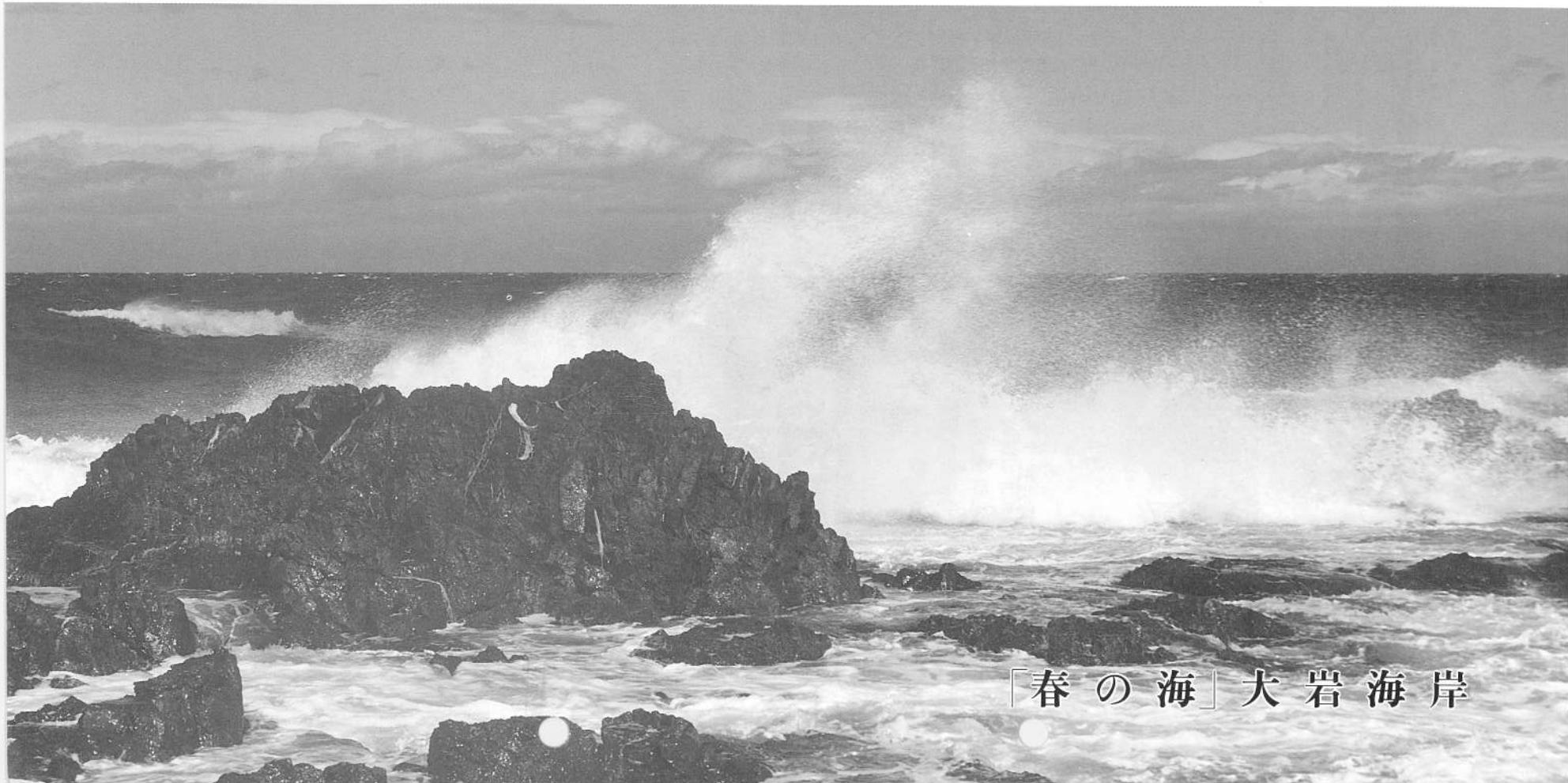
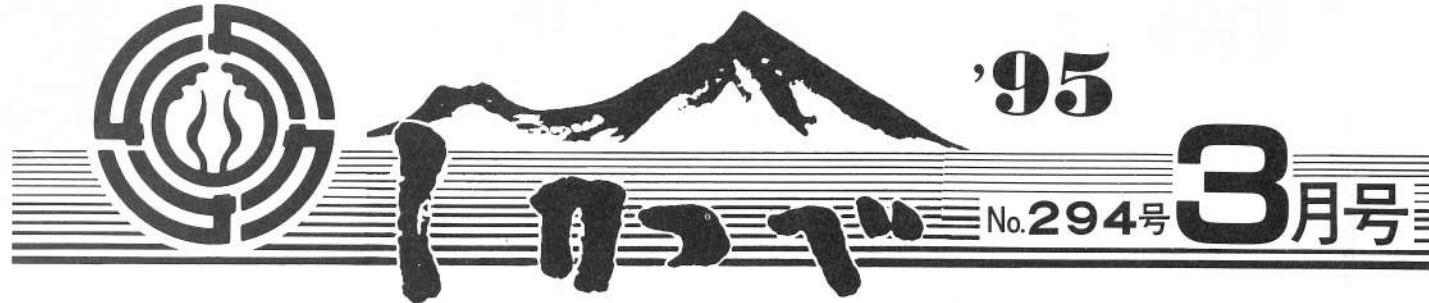


広報

1. きまりをまもり互いの立場を尊重しましょう。 (町民憲章より)

鹿部町観光キャラクター“カールス君”



'95駒ヶ岳ぐるっと歩くスキーフェス

“シーズン最後の雪の感触を味わう”

三月五日、晴天の中「森・砂原・七飯・鹿部」四町の実行委員会が主催する、秀峰・駒ヶ岳の山ろくを一周する「'95駒ヶ岳ぐるっと歩くスキーフェス」が、三コースで三百〇人が参加して開かれました。

同フェスは、観光面での駒ヶ岳の利活用や周辺四町の交流を目指し、平成四年に第一回を開催、昨年は雪不足で中止となりましたが、二年ぶりの開催となりました。

午前七時四〇分、参加者全員による開会式が鹿部ロイヤルホテル前で行われ、相澤町長が「道南の冬のイベントとして定着させたい」とあいさつがあり、参加者はそれぞれのコースのスタート地点へ移

動し、順次出発していきました。

真白に雪をかぶった駒ヶ岳が、どのコースからも青空にくつきりと浮かび、気温も上がり、上着を脱いで腰に巻き、スキーを滑らせる人もおりました。



開会式



完走して満足



6kmコースをスタートする選手



駒ヶ岳をバックに疾走



鹿部寄り第6関門地点

相次いでゴールする選手



駒ヶ岳をバックに食べるブタ汁はおいしい！

ゴール後、飲物などをいただく選手の皆さん



棄権しないで必ず投票しましょう

四月九日(日)知事・道議会議員選挙

『郷土を発展させ、私たちのためにしつかり働いてくれる

代表を選びましょう』

投票できる人は……

知事・道議会議員選挙

◎知事・道議会議員選挙の投票でできる人は、従来から選挙人名簿に登録されている人。

◎昭和50年4月10日までに生まれた人で、平成6年12月30日までに、鹿部町の住民基本台帳に記載され、引き続き住所を有している人。

◎平成6年12月9日以降、鹿部町から道内の市町村に転出した人で、本町の選挙人名簿に登録されている人は、本町で投票できます。

このとき、必ずその転出人は、投票日の前に不在者投

先の市町村長から「鹿部町

不在者投票制度があります

未来のための



代理投票もできます

・道 議

3月23日（告示日）から

・ 知 事

3月31日（告示日）から
4月8日まで

・ 場 所

役場2階

・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

こんな投票は無効

◎候補者の氏名のほか、他事を記載した投票。

◎候補者でない者の氏名を記載した投票。

◎所定の用紙を用いない投票。

◎2人以上の候補者の氏名を記載した投票。

◎候補者の氏名を記載しません。

◎候補者のだれを書いたのか確認し難い投票。

◎候補者の氏名を自書しない投票。

◎白紙投票。

重度身障者の人は

選挙についてのお問い合わせは

選挙管理委員会事務局

八七二一一一番

票ができます。

印かんを持参のうえ、選挙管理委員会事務局までおいでください。

◎投票当日、投票区の区域外で職務または業務に従事中であるとき。

◎投票当日、やむを得ない用務（結婚式・法要等）で町外に旅行中または滞在中であるとき。

◎投票当日、疾病・負傷・妊娠・出産等により歩行が著しく困難であるとき。

◎投票所の場所で、午前8時30分から午後5時まで

午前8時30分から午後5時まで

※知事、道議を一括して不在者投票をするときは、3月31日以降になります。

投票し、その投票用紙を選挙管理委員会に郵送することに

より、選挙権行使できます。

該当する人は、投票日の4日前までに、本人が署名、押印のうえ、郵便投票証明書を添えて、投票用紙等を選挙管理委員会事務局に請求してください。

広報しかべ

2、毎日、肉や魚を食べます。お年寄りでも動物性のたんぱく質は大切です。

1日に、肉は50～70g、魚はそれより多くが目安。

3、野菜、果物、海草を欠かさず。ビタミン、ミネラル、食物繊維をたっぷりとろう。

『長寿のための食生活5か条』

1、酸味や香辛料、だしなどを上手に使つてうす味に慣れる工夫をする。

2、毎日、肉や魚を食べましょう。お年寄りでも動物性のたんぱく質は大切です。

3、野菜、果物、海草を欠かさず。ビタミン、ミネラル、食物繊維をたっぷりとろう。

内容は「老人の栄養と食事の工夫」というテーマで、老人食の調理実習と食事介助の実習を行いました。

参加者からは、介護する側とされる側の両方の立場を経験したこと、介護を受ける側の気持ちを考える良い機会になった、愛情を持つ接すことの大切さを学んだなど

の意見が出されました。

今後も家庭看護教室を継続していきたいと考えていますので、みんなの参加をお待ちしています。



家庭看護教室

- 4、主食はごはんが良い。ただし食べすぎにはご用心。た
5、1日1回は、豆腐、納豆、煮豆などの大豆たんぱくを
3食1杯づつに。
食卓に。

みんなの国民年金

《国民年金制度が変わります》

国民年金および厚生年金保険制度を改正する法律が、平成6年11月9日に公布されました。

今回の改正は、21世紀の本格的な高齢化社会の到来を前に控え、わたしたちの老後の生活設計の柱である公的年金制度をより安定し、その役割を十分に果たしていくものにすることを目指しています。

～平成7年4月から、特に次の点が改正されますので、十分注意してください～

4月から保険料は、月額11,700円に

年金受給権を確保するために

- ◎ 昨年10月から、老齢基礎年金は月額65,000円に引き上げられています。そのほかの年金も引き上げられました。
- なお、平成7年4月からは、さらに物価上昇率に応じた見込みで、老齢基礎年金は月額65,458円となる予定です。
- ◎ 平成7年4月から、保険料が11,700円になります。現在の月額11,100円が、給付の改善などのために引き上げられるものです。
- ◎ 遺族基礎年金の子の年齢要件が、現在18歳に達した日から受給できなくなっていましたが、平成7年4月からは、子が18歳に達した日の年度末まで支給されることになりました。
- ◎ 死亡一時金の額が引き上げられました。(平成6年11月から)

- ◎ 平成7年4月1日において40歳を超える方を対象に、これから保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たせない方について、従来65歳までの任意加入が、70歳まで認められるようになります。
- ◎ ご主人等が厚生年金や共済年金等に加入している方の配偶者については、昭和61年から国民年金第3号被保険者として届出が必要ですが、過去に届出を出していなかった方や、届出は出しているが届出が遅れたために2年以前の期間がそ及されず、保険料納付済期間として算入されていない方は、平成7年4月から平成9年3月までの間に届出を行えば、その未届けの期間を保険料納付済期間に算入する特例措置が講じられます。

月2回の学校週5日制の実施



平成7年4月から、月2回の学校週5日制が実施されることになりました。これにより、第2土曜日に加え、第4土曜日も休業日となります。対象となるのは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校および盲・聾・養護学校の各学校。同制度実施に先立ち、月2回の学校週5日制をご理解いただくために、皆さまから寄せられた不安や疑問にお答えします。

Q1 この制度の目的は? また、なぜ学校週5日制を月2回にしなければならないのですか。

A1 学校週5日制は、学校、家庭および地域社会の教育全体のあり方を見直し、子どもたちの豊かな人間形成を図ることを目的としています。激しい変化が予想されるこれからの中社会においては、子どもが自ら考え、判断し、行動する力を身につける教育が大切だからです。また、休みを月2回

に拡大することは、全国642校で実験的に行った研究結果からみて、子どもたちの望ましい人間形成を図るうえで、好ましい結果をもたらすものと考えられたからです。

Q2 うちの子どもは、休みが増えて遊んでばかりいますが、これでは意味がないのでは?

A2 子どもの成長に遊びは欠かせません。なぜなら、子どもたちは遊びを通して、さまざまなことを発見し、作りだし、体験を重ねるからです。

Q3 塾通いをする子どもが多くなるのではないかと心配です。

A3 月1回の週5日制実施時にもこうした心配はありました。しかし、文部省の調査では塾通いが増えたということはありません。増えた休みを、子どもたちには有意義に使ってほしいと考えています。

※ 幼児・児童・生徒の学校外活動実態調査

児童扶養手当の支給年齢が延長されます

児童扶養手当法の一部が改正され、平成7年4月1日から児童扶養手当の支給対象児童の年齢が「18歳未満の者」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改正されました。この改正で、現在認定を受けている方で、平成7年4月2日以降に18歳の誕生日を迎える児童を療育している場合は、引き続きその最初の年度末まで支給が受けられます。(新たな手続きは不要です。)また、今回の改正で新たに母子家庭などになり、支給要件が生じた方で平成7年4月2日以降に18歳の誕生日を迎える児童を療育することになった場合にも、受給資格が生じることになりました。この場合は、新たに認定を受ける必要がありますので、詳しいことは役場民生課福祉係(電話7-2111)へお問い合わせください。

例: 平成7年4月2日で18歳になる子

(昭和52年4月2日生)

.....7年4月.....8年3月

改正前 [] (7年4月分まで受給)

改正後 [] (8年3月分まで受給)

住民票の世帯主との続柄欄の記載方法が変わりました

「住民基本台帳事務処理要領」の一部が改正され、平成七年三月一日より住民票の世帯主との続柄欄の記載方法が変更されました。
これまで「長男」、「長女」、「養子」等と記載されていたものがすべて「子」に統一して記載されます。
この改正は住民のプライバシーの保護を目的にしたもので、これまでの親族関係には何の影響もありません。
詳しいことは役場民生課戸籍係へお問合せ下さい。
電話7-2111-1111

| 区分 | 改正前 | 改正後 |
|-----------|---------|---------|
| 嫡出子 | 長男・長女等 | 子 |
| 養子 | 養子 | 子 |
| 非嫡出子(認知) | 子 | 子 |
| 非嫡出子(未認知) | 妻(未届)の子 | 妻(未届)の子 |
| 非嫡出子(未認知) | 夫(未届)の子 | 夫(未届)の子 |

事業主の皆さんへ

今年の4月から

一部業種・規模で法定労働時間が変更に

●平成7年4月からの週法定労働時間の枠組み●

| | 301人以上 | 101~300人 | 31~100人 | 10~30人 | 1~9人 |
|-------------|--------|----------|---------|--------|------|
| 製造業(1号) | 40 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 鉱業(2号) | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 建設業(3号) | 40 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 運輸交通業(4号) | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 貨物取扱業(5号) | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 林業(6号) | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 商業(8号) | 40 | 44 | 44 | 44 | 46 |
| 金融広告業(9号) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 映画・演劇業(10号) | 40 | 40 | 44 | 44 | 46 |
| 通信業(11号) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 教育研究業(12号) | 40 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 保健衛生業(13号) | 40 | 44 | 44 | 44 | 46 |
| 接客娯楽業(14号) | 40 | 44 | 44 | 44 | 46 |
| 清掃・と畜業(15号) | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 官公署(16号) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| その他の事業(17号) | 40 | 40 | 44 | 44 | 44 |

□原則1週40時間

■猶予1週44時間(最大期限平成9年3月31日まで)

■特例1週46時間

平成6年4月から施行された改正労働基準法により、週当たりの法定労働時間が原則40時間となりました。

しかし、すぐに週40時間にすることが困難な業種や規模もあることなどから、週40時間制の猶予措置が設けられています。

このたび、一部業種・規模で、法定労働時間がこの4月から変更されることになりました。変更後の週法定労働時間の枠組みは左に掲げた表の通りです。4月からの適用につき、事業主の皆さんのご協力をお願いいたします。なお、詳細は北海道労働基準監督課(☎011-709-2311代)、函館労働基準監督署(☎0138-23-1276)に、また、下記の奨励金については北海道労働時間短縮支援センター(☎011-747-6141)にお問い合わせください。

グーンと利用しやすくなりました
中小企業労働時間短縮促進特別奨励金

- 制度の対象となる事業場の業種・規模の範囲が拡大。
- 投資額に係る要件が500万円から300万円に緩和されました。
- 短縮した労働時間数に係る要件が2時間から1時間へと引き下げられました。

☆一歳未満の子を育てる男女労働者は、事業主に申し出ることにより育児のための休業ができます。

☆事業主は、育児休業の申し出や取得を理由として労働者を解雇することはできません。

また、育児休業が「休暇」に該当することから、その取り扱いを就業規則等に記載しなければなりません。

さらに、育児休業をしないで一歳未満の子を育てる男女労働者についても勤務時間の短縮等の措置を実施

する必要があります。

☆労働省では、四月から雇用保険により育児休業者に対する育児休業給付制度を実施します。(育児休業給付制度の詳細については、函館公共職業安定所(☎0138-26-0735)へ)

また、事業主向けても育児休業関係奨励金制度を実施していますのでご活用ください。

函館公共職業安定所(☎0138-26-0735)へ

人少年室へ(札幌市北区北八条西二丁目☎011-11-12715)

一一級技能士課程通信制訓練講座

函館職業能力開発促進セン

☆受講料

一級 八千三百五十円

ターや建築大工や塗装、配管、

☆特典

二級 六千二百七十円

左官など三十種類の専門的知識を身につけ、実力のある技能者になるための講座を開講

定学科試験免除

一・二級技能検定

としています。

※詳しくは、函館職業能力開

発促進センター開発援助課(函

☆訓練期間

おおむね一年間

実務経験者

四月から育児休業法がすべての規模の事業所に適用されます

号☎0138-52-0323)へ。

転出・転入届を お忘れなく

春の引っ越しシーズンを迎え、目の回るような忙しさに追われている方も多いことでしょう。引っ越しで忘れてはならないのが転出・転入時の届け出です。うつかりして手続きを忘れる、選挙に参加できなつたり、国民年金の給付が受けられないなど、さまざまな不都合があります。

(住民基本台帳への記載)

住民基本台帳への記載や消除等は、転出・転入届を出すことによって行われます。

引っ越し日と転出先の住所が分かったら、現在住んでいた所の市町村役場で転出証明書をもらいます。転入届は、引っ越しした日から14日以内に転出先の役場に提出してください。

(その他の届け出)

印鑑登録証—返却し、転出先で新たに申請します。

国民健康保険証—返却し、転出先で新たに申請します。

国民年金—転出先で住所変更手続きをします。

在学証明書—小・中学生がいる場合、学校教育課などで手続きをし、学校で受け取ります。そして転出先の学校に提出します。

このほか、郵便局に住所変更届を出しておくと、転出先に郵便物を転送してもらえるので便利です。

引っ越しの手続きは

転入届を出さなければ、選挙権の行使や国民健康保険の給付などが受けられないばかりでなく、義務教育就学のものとなる学齢簿の作成もできません。

お早めに

阪神大震災 義援金のお礼

去る二月十三日、相澤町長、西谷議會議長、佐々木町内会連合会長が日本赤十字社渡島地区長を通じ、阪神大震災被災者へ義援金を贈りました。

これは、各町内会単位及び



義援金を手渡す鹿部小児童会の皆さん

義援金を手渡す相澤町長

ご寄付のお礼

・町社会福祉協議会へ

佐藤ユキさん(鹿部)から一万元、野口岩藏さん(宮浜)から一〇万のご寄付がありました。ご芳志通り有効に使わせていただきます。

本当にありがとうございました。

| 氏名 | 吉田 | 吉澤 | 中笠原 | 吉澤 | 野奥山 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 名 | 萌芽 | 萌芽 | 華か美 | 華か美 | 口村内 |
| 父 | 高行 | 高行 | 真 | 真 | り |
| 母 | 鹿部 | 鹿部 | 別 | 別 | 猛甫 |
| 夫 | 宮 | 宮 | 宮 | 宮 | 子 |
| 妻 | 浜 | 浜 | 浜 | 浜 | 四二歳 |
| 年 | 百一歳 | 四七歳 | 四七歳 | 四七歳 | 六七歳 |
| 住 | 鹿部 | 鹿部 | 鹿部 | 鹿部 | 宮浜 |
| 所 | 浜 | 浜 | 浜 | 浜 | 浜 |
| おこやみ もうしあげます | | | | | |
| おたんじょう おめでとう | | | | | |

世帯と人口

平成7年1月31日現在
()は前月比です。

| | | |
|-----|---------|-------|
| 世帯数 | 1,501世帯 | (± 0) |
| 男 | 2,428人 | (-10) |
| 女 | 2,450人 | (± 0) |
| 計 | 4,878人 | (-10) |

戸籍の窓